

# 機密文書リサイクルサービス約款

開自貨第一七〇号認可年月日平成十八年五月八日

## 目次

- 第一章 総則（第一条～第四条）
- 第二章 運送の引受け（第五条～第十一条）
- 第三章 荷物の引渡し（第十二条）
- 第四章 指図（第十三条～第十四条）
- 第五章 事故（第十五条～第十七条）
- 第六章 責任（第十八条～第二十六条）

## 第一章 総則

### （適用範囲）

- 第一条 この約款は、当店の経営する一般貨物自動車運送事業において、機密文書リサイクルサービス（以下「本サービス」といいます。）に関する運送に適用されます。
- 第二条 この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によりします。
- 第三条 当店は、前二項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

### （定義）

- 第二条 この約款において、「本サービス」とは、荷送人より排出される機密文書（以下「文書」といいます。）を次項の専用箱に収納し、その内容物の機密を厳重に保持した上、第四項に定める荷受人まで運送し、溶解処理するサービスをいいます。
- 第三条 この約款において、「専用箱」とは、当店の荷送人より本サービスを委託するにあたり、荷送人が文書を収納する専用の容器をいいます。
- 第四条 この約款において、「文書入り専用箱」（以下「荷物」といいます。）とは、荷送人が文書の処理を当店に委託するため、自己の排出する文書を収納、梱包した専用ダンボール箱をいいます。
- 第五条 この約款において、「溶解処理会社」（以下「荷受人」といいます。）とは、荷物の溶解処理と紙資源再生の処理設備を有する当店指定の事業者をいいます。
- 第六条 この約款において、「溶解処理完了証明書」とは、本サービスにより文書の溶解処理が完了したとき、その事実を証するため、当店より荷送人に対し交付される所定の書面をいいます。

### （荷物の当店への引渡し等）

- 第三条 荷送人は、文書を専用箱に収納し梱包の後、封印を施し、割印をした上で、当店の引き渡しするものとします。
- 第四条 当店は、荷送人より荷物の引き渡しを受けたときは、荷送人に対し第六条の送り状を発行します。その際、荷送人は、荷物の内容が次条第一項に該当するものでないことを確認し、署名又は捺印するものとします。
- 第五条 当店は、引き受けた荷物を荷受人まで運送し、荷受人に引き渡します。
- 第六条 当店は、当該荷物の溶解処理が完了した後、荷送人に対して溶解完了証明書を交付するものとします。

### （混入禁止）

- 第四条 荷送人は、専用箱に文書以外のものを収納しないものとし、特に次に掲げる物品（類似物品を含むものとします。）を文書に混入してはならないものとします。
  - 一 新聞紙
  - 二 雑誌
  - 三 トレーシングペーパー
  - 四 記憶媒体（FD、CD等）その他紙以外の材質のもの
- 第五条 当店は、荷物に前項に該当する物品が収納或いは混入されているおそれがあるときは、荷送人の同意を得て、その立会いの上で、当該専用箱を開梱し、点検することができます。

## 第二章 運送の引受け

- 第五条 当店は、受付日時を定め、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

- 前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

### （送り状）

- 第六条 当店は、荷物の運送を引き受けるときに、次の事項を記載した送り状を荷物一梱包ごとに荷送人に発行します。この場合、第一号は荷送人が記載し、第二号から第八号までは当店が記載するものとします。
  - 一 荷送人の氏名又は名称
  - 二 内容物の品名
  - 三 本サービスの名
  - 四 当店の名称及び問い合わせ窓口電話番号
  - 五 荷物の運送を引き受けた営業所その他の事業所の名称
  - 六 荷物受取日
  - 七 運賃その他運送に関する費用
  - 八 その他荷物の運送に関し必要な事項

### （荷造り）

- 第七条 荷送人は、本サービスに対応する第三条第一項に規定する荷造りをしなければなりません。
- 第八条 当店は、荷物の荷造りが本サービスに適さないときは、荷送人に対し必要な荷造りを要求するものとします。

### （引受拒絶）

- 第八条 当店は、次の場合には、本サービスに関する運送の引受けを拒絶することがあります。
  - 一 運送の申込みがこの約款によらないものであるとき。
  - 二 荷送人が送り状に必要な事項を記載せず、又は第四条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。
  - 三 荷造りが本サービスの運送に適さないとき。
  - 四 本サービスの運送に関し、荷送人から特別の負担を求められたとき。
  - 五 運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
  - 六 荷物が第四条第一項に規定する混入禁止物品であるとき。
  - 七 天災その他やむを得ない事由があるとき。

### （外装表示）

- 第九条 当店は荷送人より荷物を受け取るときに、荷受人名及び本サービス名を記載した書面を荷物の外装に貼り付けします。

### （運賃等の收受）

- 第十条 当店は、荷送人より荷物を受け取る時に、国土交通大臣に届け出た運賃・料金その他運送に関する費用（以下「運賃等」といいます。）を收受します。
- 第十一条 運賃等は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。
- 第十二条 当店は、收受した運賃等ははしません。

### （連絡運輸又は利用運送）

- 第十一条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた荷物を他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送することがあります。

## 第三章 荷物の引渡し

### （荷物の引渡しを行う日等）

- 第十二条 当店は、次の荷物引渡予定日までに荷受人に荷物を引き渡します。ただし、交通事情、業務上の支障等により、荷物引渡予定日の翌日に引き渡すことがあります。また、送り状に記載した荷物受取日から、その荷物の運送距離に基づき、次により算定して得た日数を経過した日（運送を引き受けた場所が当店が定めて表示した離島、山間地等にあるときは、荷物引渡予定日から相当の日数を経過した日）に引き渡すことがあります。
  - 一 最初の四百キロメートル 二日

- 最初の四百キロメートルを超える運送距離四百キロメートルまでごと 一日

- 前項の規定にかかわらず、当店は、荷物引渡予定日が荷受人の休業日の場合には、荷物引渡予定日の翌営業日に引き渡すことがあります。

## 第四章 指図

### （指図）

- 第十三条 荷送人は、当店に対し、荷物の運送の中止、返送、転送について指図することができます。
- 第十四条 前項に規定する荷送人の権利は、荷受人に荷物を引き渡したときに消滅します。
- 第十五条 第一項に規定する指図に従って行う処分に要する費用は、荷送人の負担とします。

### （指図に応じない場合）

- 第十四条 当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、荷送人の指図に応じないことがあります。
- 第十五条 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

## 第五章 事故

### （事故の際の措置）

- 第十五条 当店は、荷物の滅失を発見したときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。
- 第十六条 当店は、荷物に著しいき損を発見したとき、又は荷物の引渡ししが荷物引渡予定日より著しく遅延すると判断したときは、遅滞なく荷送人に対し、相当の期間を定め、荷物の処分につき指図を求めます。
- 第十七条 当店は、前項の場合において、指図を待ついとまがないとき、又は当店の定めた期間内に指図がないときは、荷送人の利益のために、その荷物の運送の中止、返送、転送等の適切な処分をします。
- 第十八条 当店は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。
- 第十九条 第二項の規定にかかわらず、当店は、運送上の支障が生ずると認める場合には、荷送人の指図に応じないことがあります。
- 第二十条 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。
- 第二十一条 第二項に規定する指図の請求及び指図に従って行った処分又は第三項の規定による処分を要した費用は、荷物のき損又は遅延が荷送人の責任による事由によるときは荷送人の負担とし、その他のときは当店の負担とします。

### （混入禁止物品の処分）

- 第十六条 当店は、荷物が第八条第六号に該当するものであることを運送中に知ったときは、荷物の取卸しその他運送上の損害を防止するための処分をします。
- 第十七条 前項に規定する処分を要した費用は、荷送人の負担とします。
- 第十八条 当店は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

## 第六章 責任

### （責任の始期）

- 第十八条 荷物の滅失又はき損についての当店の責任は、荷物を荷送人から受け取った時に始まりま。

### （責任と拳証）

- 第十九条 当店は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の受取、引渡し、

- 保管及び運送に関し注意を怠らなかつたことを証明しない限り、荷物の滅失、き損又は遅延について損害賠償の責任を負います。

### （免責）

- 第二十条 当店は、次の事由による荷物の滅失、き損又は遅延の損害については、損害賠償の責任を負いません。
  - 一 荷物の混入禁止物品による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
  - 二 同盟罷業若しくは同盟怠業、社会的騒擾
  - 三 不可抗力による火災
  - 四 予見できない異常な交通障害
  - 五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災
  - 六 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
  - 七 荷送人が記載すべき送り状への不実記載その他荷送人の故意又は過失

### （引受制限荷物等に関する特例）

- 第二十一条 第八条第五号に該当する荷物については、当店は、その滅失、き損又は遅延について損害賠償の責任を負いません。
- 第二十二条 第八号第六号に該当する荷物については、当店がその旨を知らずに運送を引き受けた場合は、当店は、荷物の滅失、き損又は遅延について、損害賠償の責任を負いません。

### （損害賠償の額）

- 第二十三条 当店は、この約款の規定に従って引き受けた荷物が滅失、き損又は遅延した場合、当該荷物の運賃、料金の範囲内でその損害を賠償します。ただし、当該荷物の滅失、き損により個人情報等が漏洩し、荷送人に損害を与えた場合は、当店の規定する補償限度額の範囲内で賠償します。
- 第二十四条 前項に規定する補償限度額は、運送の申込みの都度、荷送人に説明するものとします。

### （運賃等の払い戻し等）

- 第二十五条 当店は、天災その他やむを得ない事由又は当店の責任による事由によって、荷物の滅失、著しいき損又は遅延を生じたときは、運賃等を払い戻します。この場合において、当店が運賃等を收受していないときは、これを請求しません。

### （時効）

- 第二十六条 当店の責任は、荷受人が荷物を受け取った日から一年を経過したときは、時効によって消滅します。
- 第二十七条 前項の期間は、荷物が滅失した場合においては、荷物引渡予定日からこれを起算します。
- 第二十八条 前二項の規定は、当店がその損害を知っていた場合には、適用しません。

### （連絡運輸又は利用運送の責任）

- 第二十九条 当店が他の運送機関と連絡して、又は他の貨物運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送を行う場合においても、運送上の責任は、この約款により当店が負います。

### （荷送人の賠償責任）

- 第三十条 荷送人は、第八条第五号又は第八号第六号に該当する荷物により当店に与えた損害については、損害賠償の責任を負わなければならないとします。ただし、荷送人が過失なくしてその欠陥若しくは性質を知らなかつたとき、又は当店がこれを知っていたときは、この限りではありません。

平成十八年五月

サマート運輸株式会社

東京都中央区銀座二丁目十六番十号